

京都市告示第 40 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年4月7日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人 ももやま福祉 会	就労継続支援 B型	ぐんぐんハウ ス 2610900496	京都市伏見区向島 津田町215	令和5年3月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)